

療育手帳について

1 療育手帳とは

知的な障がいや発達の遅れのある方のために、一貫した相談を行い、ご本人やご家族がさまざまな福祉サービスを受けやすくするために発行される手帳です。

療育手帳は、障がいの程度により「A（重度）」と「B（中・軽度）」の2種類に分かれており、受けられるサービスの内容が変わります。

2 交付を受けられる人

県の判定機関で知的障がいがあると判定された方です。

3 判定機関

(1) 18歳未満の方⇒お住まいの地域を担当する児童相談所

(福祉総合相談センター心理支援課/一関児童相談所/宮古児童相談所)

(2) 18歳以上の方⇒福祉総合相談センター障がい保健福祉部障がい保健福祉課

4 申請

上記判定機関で判定後申請を行います。

(1) 申請は原則お住まいの市町村で受け付けています

※一部例外もあります。

(2) 新規（初めての手帳取得）については、判定機関で判定実施後に申請してください。

5 更新・変更

(1) 更新

発達の状態を確認するため、概ね2年ごとに再判定（更新）が必要です。

療育手帳の「次回判定」欄に記載されている時期までに、岩手県福祉総合相談センター児童女性部(18歳未満)もしくは障がい保健福祉部(18歳以上)で判定を受けてください。なお、県から更新の連絡はありませんので、次期判定月を確認し、判定を受ける時はあらかじめ、電話予約をお願いします。

(2) 変更

次のような事が生じた場合は、お住まいの市町村福祉担当窓口で手続きが必要です。(印鑑をお持ちください)

(ア) 住所や氏名等の変更があったとき。

(イ) 手帳の紛失、壊れたり汚れた場合または写真更新が必要なとき。(写真持参)

(ウ) 記載欄に余白がなくなったとき。(写真持参)

(エ) 療育手帳が不用になったとき。

※ 療育手帳の紛失以外は療育手帳をお持ちください。

6 療育手帳をお持ちの方が利用できる制度等

療育手帳をお持ちの方は、次の制度を利用したり、手続きを簡単にすることができます。

(詳しくは、表に記載の主な相談窓口にお問い合わせ下さい)

(1) 税金や公的な給付、減免

○は該当、△は一部該当

制 度		内 容 ・ 条 件	障害の程度		主な相談窓口
			A	B	
税金などの減免	税金の諸控除・減免	所得税及び地方税、相続税・贈与税の税金が軽減されます。	○	○	勤務先 税務署 市町村税務課
	自動車税等の減免	生計を同じにしている方が、障がいのある方の通学等のために使用している自動車に適用されます。	○		広域振興局税務部 軽自動車→市町村 税務課
	新マル優制度	銀行等の貯蓄の利子所得が非課税になります。(限度額があります)	○	○	各金融機関
生	公営住宅への優先入居	障がいのある方がいる世帯は優先的に入居できるように選考したり、入居要件を緩和しています。	○	△	県営住宅→広域振興局土木部 市営住宅→市町村担当課
	重度心身障がい者医療費助成制度	保険診療に係る医療費を給付する制度です。 市町村により、対象者の範囲や所得制限、給付金額が異なります。	△		市町村医療給付担当課
	心身障害者扶養共済制度	保護者が毎月一定額の掛け金を払い込むと、万一の場合、障がいのある方に生涯、年金が支給されます。	○	○	市町村福祉担当窓口
	生活福祉資金の貸付	世帯の生活の安定や自立を図ることを目的に、必要な生活資金を低利子で貸し付ける制度です。 (資金の種類によっては、障がい者世帯を対象としていないものもあります)	△	△	民生委員 市町村社会福祉協議会

活	特別児童 扶養手当 の手続き の簡素化	診断書の提出が省略できます。 (特別児童扶養手当：一定の障がいをもつ児童を養育している保護者等に支給されます。扶養している方の所得が一定額以上の場合や入所施設を利用している場合は支給されません)	○		市町村福祉担当窓口
	障害児福祉手当の 手続きの 簡素化	診断書の提出が省略できます。 (障害児福祉手当：最重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を要する方が対象になります。扶養している方の所得が一定額以上の場合や入所施設を利用している場合は支給されません)	△		市町村福祉担当窓口
	障害者総合支援法 及び児童福祉法に 基づく福祉サービスの 利用	「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」、「日中一時支援」等を利用する際に障がいがあることの証明として使用できます。(障害者総合支援法：障がいを持つ方が暮らしやすいように様々な福祉サービスがあります)	○	○	市町村福祉担当窓口
	入館料等の 割引	公共の施設(美術館、博物館、体育館等)を利用するとき療育手帳を提示すると割引が受けられる所があります。	○	○	各利用施設
	NHK 放送受信料の減 免	・ 事前に手続きが必要です。 ・ NHK 視聴者コールセンター(電話：0120-151515)	△	△	市町村福祉担当窓口
信	NTT ふれあい案内	NTT の電話番号案内(104 番)を無料で利用できます。(事前に手続きが必要です)	○	○	NTT ふれあい案内 (電話：0120-104-174)

	携帯電話料金の割引	携帯電話料金が割引になる場合があります。 契約内容や利用サービスによって異なりますので、詳しくは各携帯電話会社にお問い合わせください。	△	△	各携帯電話会社 (販売店の窓口)
--	-----------	--	---	---	---------------------

(2) 公共交通機関の運賃割引

交通機関	割引対象の区分		券種等	割引率	問合せ先
電車(JR、私鉄等)	A	単独	普通乗車券(片道 100 k mを超える場合)	50%	JR 各駅窓口、各鉄道会社 *乗車券類を購入時に療育手帳を提示し、乗車中も携行してください。
		介護者あり	普通乗車券、回数乗車券、普通急行券	50%	
	B	単独	普通乗車券(片道 100 k mを超える場合)	50%	
		12 歳未満で介護者あり	定期乗車券(小児定期乗車券を除きます)	50%	
バス	A	単独および介護者あり	普通乗車券 定期券	50% 30%	各バス事業者 *運賃支払時に療育手帳を提示してください。
	B	単独	普通乗車券 定期券	50% 30%	
タクシー	A・B		運賃 (各タクシー会社によって取り扱いが違う場合がありますので乗車時に確認してください)	10%	各タクシー会社

国内旅客機	A・B (航空会社によって割引対象が異なりますので、詳しくは各航空会社にお問い合わせください。)		運賃	各航空会社が設定する額、割合	各航空券販売窓口等
フェリー	A	単独および介護者あり	乗船券を買うときに、係員に療育手帳を提示してください。	各旅客船会社が設定する額	各旅客船会社
	B	単独			
高速道路・有料道路通行料金割引	A	・ 事前に市町村の福祉担当窓口にて登録手続きが必要です。 ・ 割引対象自動車は事前登録された1台に限ります。障がいのある方が同乗している場合に限ります。 ・ 料金所で係員に療育手帳を提示してください。 ・ ETCを使う場合は、市町村窓口で手続きを行い、有料道路事業者への登録が必要です。		50%	市町村福祉担当窓口 *手続きに必要なもの：療育手帳、印鑑、免許証、車検証、(場合によって)住民票 (ETCを使う場合は、ETCカード及びETC車載器セットアップ申請書・証明書)

(3) 就業や生活支援、相談支援

・ハローワークなどでの就業に関する相談や生活支援サービスを利用する際の障がいの証明として使用できます。

・市町村で独自に行っているサービスもありますので、お気軽に各市町村の福祉担当課または、相談機関にご相談ください。〈お問合せ先は、療育手帳に記載の行政機関一覧を参照願います〉

【相談機関の例：発達障がい者支援センター(主に生活や療育等の福祉サービスに関する相談等)、特別支援教育(主に就学後に関する相談等)のコーディネーター等】

【 相 談 機 関 等 】

○ 市町村窓口

療育手帳申請をはじめ、各種の手続きや相談に応じています。
それぞれの連絡先は、7 ページ～10 ページをご覧ください。

○ 岩手県福祉総合相談センター、各児童相談所

療育手帳申請のための判定をはじめ、障がい児(者)の相談に応じています。
それぞれの連絡先は、11 ページをご覧ください。

○ 岩手県立療育センター

〒028-3609 紫波郡矢巾町医大通二丁目 1 番 3 号

TEL (019) 601-2777

障がい児(者)の受診や相談に応じています。

○ 岩手県発達障がい者支援センター

〒028-3609 紫波郡矢巾町医大通二丁目 1 番 3 号

TEL (019) 601-3203

発達障がい児(者)の相談に応じています。

○ 障がい者 110 番

〒020-0831 盛岡市三本柳8-1-3 「ふれあいランド岩手」内

TEL (019) 639-6533

障がいのある方々の様々な相談に応じています。

知的障がい者福祉に関する行政機関一覧

【市町村窓口】		
●福祉事務所一覧		
盛岡市福祉事務所 障がい福祉課	TEL(019)613-8346	
〒020-8530 盛岡市内丸 12-2	FAX(019)625-2589	
宮古市福祉事務所 福祉課 障がい福祉係	TEL(0193)68-9135	
〒027-8501 宮古市宮町一丁目 1-30	FAX(0193)62-7422	
田老総合事務所 地域づくり係	TEL(0193)87-2972	
〒027-0307 宮古市田老一丁目 3-4	FAX(0193)87-3667	
新里総合事務所 地域づくり係	TEL(0193)72-2114	
〒028-2101 宮古市茂市 2-112-1	FAX(0193)72-2116	
川井総合事務所 地域づくり係	TEL(0193)76-2112	
〒028-2302 宮古市川井 2-186-1	FAX(0193)76-2042	
大船渡市福祉事務所 地域福祉課 障害福祉係	TEL(0192)27-3111	
〒022-8501 大船渡市盛町字宇津野沢 15	FAX(0192)26-2299	
花巻市福祉事務所 障がい福祉課	TEL(0198)41-3581	
〒025-8601 花巻市花城町 9-30	FAX(0198)24-7729	
大迫総合支所 市民サービス課 健康福祉係	TEL(0198)41-3127	
〒028-3203 花巻市大迫町大迫 2-51-4	FAX(0198)48-2943	
石鳥谷総合支所 市民サービス課 健康福祉係	TEL(0198)41-3447	
〒028-3163 花巻市石鳥谷町八幡 4-161	FAX(0198)46-1135	
東和総合支所 市民サービス課 健康福祉係	TEL(0198)41-6517	
〒028-0192 花巻市東和町土沢 8 区 60 番地	FAX(0198)42-2123	
北上市福祉事務所 障がい福祉課	TEL(0197)72-8216	
〒024-8501 北上市芳町 1-1	FAX(0197)64-2202	
久慈市福祉事務所 社会福祉課 障がい福祉係	TEL(0194)52-2119	
〒028-8030 久慈市川崎町 1-1	FAX(0194)52-2364	
久慈市山形総合支所 山形福祉室保健福祉係	TEL(0194)72-2111	
〒028-8696 久慈市山形町川井 8-30-1	FAX(0194)72-2848	
遠野健康福祉の里 福祉課 障がい福祉係	TEL(0198)68-3193	
〒028-0541 遠野市松崎町白岩字薬研淵 4-1	FAX(0198)62-1599	

宮守総合支所 福祉担当	TEL (0198) 67-2111
〒028-0304 遠野市宮守町下宮守 29-77	FAX (0198) 67-2157
一関市福祉事務所 福祉課 障がい福祉係	TEL (0191) 21-2111
〒021-8501 一関市竹山町 7-2	FAX (0191) 21-4150
花泉支所 市民福祉課 こども・福祉係	TEL (0191) 82-2211
〒029-3105 一関市花泉町涌津字一ノ町 29	FAX (0191) 82-2210
大東支所 市民福祉課 こども・福祉係	TEL (0191) 72-2111
〒029-0711 一関市大東町大原字川内 41-2	FAX (0191) 72-2222
千厩支所 市民福祉課 こども・福祉係	TEL (0191) 53-2111
〒029-0803 一関市千厩町千厩字北方 174	FAX (0191) 51-1882
東山支所 市民福祉課 こども・福祉係	TEL (0191) 47-4530
〒029-0302 一関市東山町長坂字西本町 105-1	FAX (0191) 35-1655
室根支所 市民福祉課 こども・福祉係	TEL (0191) 64-3805
〒029-1201 一関市室根町折壁字八幡沖 345	FAX (0191) 61-2389
川崎支所 市民福祉課 こども・福祉係	TEL (0191) 43-2111
〒029-0202 一関市川崎町薄衣字諏訪前 137	FAX (0191) 43-2550
藤沢支所 市民福祉課 こども・福祉係	TEL (0191) 63-2111
〒029-3405 一関市藤沢町藤沢字町裏 187	FAX (0191) 63-5133
陸前高田市福祉事務所 福祉課 福祉係	TEL (0192) 54-2111
〒029-2292 陸前高田市高田町字下和野 100	FAX (0192) 55-6118
釜石市福祉事務所 地域福祉課 障がい福祉係	TEL (0193) 22-0177
〒026-0025 釜石市大渡町 3-15-26	FAX (0193) 22-6375
二戸市総合福祉センター 健康福祉部 福祉課	TEL (0195) 23-1313
〒028-6198 二戸市福岡字八幡下 11-1	FAX (0195) 22-1188
二戸市浄法寺総合支所 地域支援課	TEL (0195) 38-4470
〒028-6892 二戸市浄法寺町下前田 37-4	FAX (0195) 38-2161
八幡平市福祉事務所 福祉部地域福祉課 障がい福祉係	TEL (0195) 74-2111
〒028-7397 八幡平市野駄 21-170	FAX (0195) 74-2102
奥州市福祉事務所 福祉課 障がい者支援係	TEL (0197) 34-2325
〒023-8501 奥州市水沢大手町 1-1	FAX (0197) 51-2373
奥州市江刺総合支所 健康福祉グループ	TEL (0197) 34-2521

〒023-1192 奥州市江刺大通り 1-8	FAX (0197) 35-5120
奥州市前沢総合支所 市民福祉グループ	TEL (0197) 34-0273
〒029-4292 奥州市前沢字七日町裏 71	FAX (0197) 56-2171
奥州市胆沢総合支所 健康福祉グループ	TEL (0197) 46-2977
〒023-0401 奥州市胆沢南都田字大持 50 (健康増進プラザ悠悠館内)	FAX (0197) 46-3105
奥州市衣川総合支所 市民福祉グループ	TEL (0197) 34-2372
〒029-4332 奥州市衣川古戸 64-4	FAX (0197) 52-4142
滝沢市福祉事務所 地域福祉課 障がい福祉担当	TEL (019) 656-6517
〒020-0692 滝沢市中鵜飼 55 番地	FAX (019) 687-4318
●町・村一覧	
雫石町 福祉課 障がい福祉係	TEL (019) 692-6473
〒020-0595 雫石町千刈田 5-1	FAX (019) 692-1311
葛巻町 健康福祉課 福祉係	TEL (0195) 66-2111
〒028-5495 葛巻町葛巻 16-1-1	FAX (0195) 67-1060
岩手町 福祉介護課 福祉支援係	TEL (0195) 62-2111
〒028-4395 岩手町大字五日市 10-44	FAX (0195) 61-1160
紫波町 健康福祉課 福祉係	TEL (019) 672-2111
〒028-3392 紫波町紫波中央駅前 2-3-1	FAX (019) 672-2311
矢巾町 福祉課 福祉係	TEL (019) 611-2578
〒028-3692 矢巾町大字南矢幅 13-123	FAX (019) 611-2579
西和賀町 健康福祉課	TEL (0197) 85-3412
〒029-5692 西和賀町沢内字太田 2-81-1	FAX (0197) 85-2119
金ケ崎町 保健福祉センター 福祉係	TEL (0197) 44-4560
〒029-4503 金ケ崎町西根鑓水 98	FAX (0197) 44-4337
平泉町 保健センター	TEL (0191) 46-5571
〒029-4192 平泉町平泉字志羅山 45-2	FAX (0191) 46-2204
住田町 保健福祉課 福祉介護係	TEL (0192) 46-3862
〒029-2396 住田町世田米字川向 88-1	FAX (0192) 46-2489
大槌町 健康福祉課 地域福祉係	TEL (0193) 42-8715
〒028-1192 大槌町上町 1-3	FAX (0193) 42-4314
山田町 長寿福祉課 福祉チーム障がい福祉係	TEL (0193) 82-3111
〒028-1392 山田町八幡町 3-20	FAX (0193) 82-4989

岩泉町 町民課 地域福祉室 〒027-0595 岩泉町岩泉字惣畑 59-5	TEL (0194) 22-2111 FAX (0194) 22-3562
田野畑村 健康福祉課(保健センター) 〒028-8407 田野畑村田野畑 120-3	TEL (0194) 33-3102 FAX (0194) 33-3171
普代村 住民福祉課 福祉係 〒028-8392 普代村 9-13-2	TEL (0194) 35-2113 FAX (0194) 36-1026
軽米町 健康福祉課 福祉担当 〒028-6302 軽米町大字軽米 10-85	TEL (0195) 46-4736 FAX (0195) 48-1061
洋野町 種市庁舎 福祉課 社会福祉係 〒028-7995 洋野町種市 23-27	TEL (0194) 65-5915 FAX (0194) 69-1121
洋野町 大野庁舎 総合サービス課 福祉係 〒028-8802 洋野町大野 8-47-2	TEL (0194) 77-2112 FAX (0194) 77-2136
野田村 保健福祉課 福祉班 〒028-8201 野田村大字野田 17-107	TEL (0194) 78-2913 FAX (0194) 78-3301
九戸村 保健福祉課 地域福祉係 〒028-6502 九戸村大字伊保内 10-11-6	TEL (0195) 42-2113 FAX (0195) 41-1144
一戸町 総合保健福祉センター 福祉課 福祉班 〒028-5312 一戸町一戸字砂森 93-2	TEL (0195) 32-3700 FAX (0195) 32-3701
【県窓口】	
●県本庁	
保健福祉部 障がい保健福祉課 〒020-8570 盛岡市内丸 10-1	TEL(019)629-5446 FAX(019)629-5454
●県広域振興局	
盛岡広域振興局 保健福祉環境部 〒020-0023 盛岡市内丸 11-1	TEL (019) 629-6568 FAX (019) 629-6579
県南広域振興局 保健福祉環境部 〒023-0053 奥州市水沢大手町 5-5	TEL (0197) 22-2862 FAX (0197) 48-2428
沿岸広域振興局 保健福祉環境部 〒026-0043 釜石市新町 6-50	TEL (0193) 25-2713 FAX (0193) 25-2294
県北広域振興局 保健福祉環境部 〒028-8042 久慈市八日町 1-1	TEL (0194) 53-4982 FAX (0194) 52-3919

●岩手県福祉総合相談センター		
障がい保健福祉部 障がい保健福祉課(18歳以上)		TEL(019)629-9613
〒020-0015 盛岡市本町通三丁目 19-1		FAX(019)629-9603
児童女性部 心理支援課(18歳未満)		TEL(019)629-9606
〒020-0015 盛岡市本町通三丁目 19-1		FAX(019)629-9619
●児童相談所		
岩手県一関児童相談所		TEL(0191)21-0560
〒021-0027 一関市竹山町 5-28		FAX(0191)21-0561
岩手県宮古児童相談所		TEL(0193)62-4059
〒027-0075 宮古市和見町 9-29		FAX(0193)62-4054